

職業紹介事業について

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の50%を上限とします。 手数料負担者は、求人者とします。

返戻金制度の有無

有 …… 入社後3ヶ月以内に自己都合で退職した場合、
決定した手数料の50%を返金する。